

越谷市屋外広告物条例一部改正の内容報告について

○下記の2点につきまして、越谷市屋外広告物条例及び施行規則の一部を改正し、令和2年4月1日付で施行いたしました。

1. 「適用除外への規定追加」に係る改正について

(1) 改正の内容

次の屋外広告物については、禁止地域の適用から除外する。

- ①公益上必要な施設等に表示し、広告料収入をその設置費や維持管理費に充てるもの。
- ②広告料収入を地域の公共的な取組の費用に充てるもの。

2. 「安全点検」に係る改正について

(1) 改正の内容

次の3点について、追加又は修正をいたしました。

- ①屋外広告物の「所有者等」は、広告物・掲出物件に関し、必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならない。
- ②所有者等は、「屋外広告士等の専門知識を有する者に」、広告物の劣化及び破損状況を点検させなければならない。
- ③屋外広告物の許可・更新申請の際の、「自主点検結果報告書」の様式を変更。

3. 改正後の周知活動

条例改正後は、周知活動を次のとおり実施しました。

- ・市広報・市ホームページへの掲載
- ・特例屋外広告業登録業者、直近3年間の許可申請者への通知
- ・さいたま市屋外広告物講習会での通知
- ・越谷商工会議所の広報誌への掲載

4. 改正後の状況等

禁止地域への広告掲出に関しましては、環境部局から市内ゴミ置き場へ広告を掲出する相談等はありませんでしたが、その他、具体的な話は現在のところございませんが、今後も設置の相談等があった際には、景観へ配慮した適切な広告物の設置を誘導してまいります。

安全点検につきましては、広告物の安全対策について定期的に周知を行っていくことは、大変重要と考えておりますので、周知活動につきましては今後も継続して実施してまいります。また、許可不要の広告物の所有者等も、日ごろから点検等を行ない、安全対策に取り組んでいけるよう、簡単なチェック表を作成し、ホームページや窓口等にて掲載・配布してまいります。